

都市計画道路 八条紀寺線ほか1路線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 八条紀寺線（以下「八条紀寺線」という。）は、起点を奈良市八条5丁目、終点を奈良市南紀寺町1丁目とし、都市計画道路 国道24号バイパス線（以下「国道24号バイパス線」という。）から都市計画道路 奈良天理桜井線を東西に結ぶ、標準幅員24m、4車線、延長約3,300mの幹線街路である。

当初、昭和13年に「1.（3）隊帯解線」として都市計画決定後、昭和41年に「1・3・3六条第二阪奈線」として都市計画変更された。その後、平成4年に「3・3・5大和田紀寺線」として都市計画変更され、最終、平成24年の見直しにより国道24号バイパス線以西を廃止し、「3・3・5八条紀寺線」に変更されている。

2. 都市計画道路の変更内容

（1）変更の理由

平成21年、国により将来交通量が大幅に減少すると予測されたことを受け、県内の既存道路ネットワークを有効に活用する観点から全県的に広域幹線道路の見直しを行ったところ、都市計画道路 大和田紀寺線（現 八条紀寺線）については、並行する都市計画道路 大宮通り線、都市計画道路 三条菅原線、都市計画道路 大森高畑線及び都市計画道路 九条線が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能であり、4車線の広域幹線道路としての必要性は認められない結果となった。

今般、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年 奈良県）に沿って、八条紀寺線のうち、交差する都市計画道路 奈良橿原線（以下「奈良橿原線」という。）～都市計画道路 六条奈良阪線（以下「六条奈良阪線」という。）間を除く区間の都市計画道路としての必要性を検証した結果、いずれの観点からも必要性が認められないため、廃止するものである。

なお、奈良橿原線（奈良市桂木町）～六条奈良阪線（奈良市南京終町4丁目）間については、奈良市において六条奈良阪線と接続するルートとして2車線の道路を検討中である。

（2）変更の内容

1) 八条紀寺線について、以下の変更を行う。

- ・起点～奈良市桂木町間（L＝約1,830m）を廃止し、起点を奈良市桂木町に変更する。
- ・奈良市南京終町4丁目～終点間（L＝約840m）を廃止し、終点を奈良市南京終町4丁目に変更する。
- ・延長を約3,300mから約630mに変更する。また、路線の名称を「3・3・5八条紀寺線」から「3・3・5桂木南京終線」に変更する。

2) 六条奈良阪線について、以下の変更を行う。

- ・接続する八条紀寺線の変更に伴い、終点部の区域を変更する。